

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

# 台湾

食品表示

1. 概要.....	1
2. 一般的な食品表示.....	1

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。

アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

## 1. 概要

台湾食品薬物管理署 (TFDA) は、食品及び飲料の表示要件を監督している。全ての包装された食品は一般的な表示をつける必要があり、多くの場合は栄養成分表示も求められる。いずれの表示も中国語の繁体字を使用する必要があり、英語での表示は任意である。台湾の税関当局は、通関前に、政府承認のロジスティックセンター又は政府承認の自己管理保税倉庫で、輸入製品に中国語の表示を貼付することを許可している。

## 2. 一般的な食品表示

小売販売用の全ての加工食品又は食品添加物には、製品名、原材料、正味重量又は容量、全ての食品添加物の名称、原産国、賞味期限、会社名、所在地、電話番号を含む中国語の一般的な表示が必要である。表示の要件の詳細は、食品安全衛生管理法 (Food Safety and Sanitation Act) の第 V 章「食品の表示と広告 (Food Labeling and Advertisement)」及び食品安全衛生管理法施行細則 (Enforcement Rules of the Act Governing Food Safety and Sanitation) に記載されている。

消費者に直接販売されず、更なる加工や再包装を行う輸入食品は中国語の表示要件から免除される。たとえば、粉砕工場に販売される大豆や、ケーティング向けに販売される鶏肉などである。ただし、製品がバルク製品でない場合であっても、その内容を説明する元の表示やタグが付けられている必要がある。包装されたバルク食品の表示の手引は、台湾における包装バルク食品および食品原材料の表示の手引 (中国語) に記載されている。

### (1) 範囲

台湾では、食品表示の範囲は、コーデックス規格 (Codex STAN 1-1985) で扱う対象である包装済み食品に加え、食品添加物、台所用品、食品容器、外部包装および食品洗浄剤を対象としている。

### (2) 用語

表示、栄養表示等の用語は、通常使用される「有効期限」に関する期間表示の用語を除き、コーデックス規格と同様である (食品安全衛生管理法施行細則 (Enforcement Rules of the Act Governing Food Safety and Sanitation) 第 13 条)。即ち、

- 有効期限 (年、月、日) は、この順番で印刷されるべきである。
- 月を日と区別するため、「月」「日」の漢字を表示に含めることができる。
- 通常の保存可能期間が 3 か月を超える場合、有効期限は年と月のみで示すことができる。
- 製造日、保存可能期間及び保存条件についても、衛生当局からの要請があれば、使用できる。

### (3) 包装済み食品の表示義務

**第 5 章食品表示 (Chapter V: Food Labeling and Advertisement) 第 22 条:** 食品及び原材料の容器又は外部包装は、中国語及び共通の記号で下記事項を明確に表示する。

1. 製品名;
2. 材料名; 2 以上の材料を含むものは、割合の大きな順番に各材料を表示するものとする。必要な場合、主要材料の割合が表示される必要がある。
3. 正味重量、容積または数量;
4. 食品添加物の名称; 機能に基づき名づけられた 2 以上の食品添加物が混合される場合、各添加物の名を個々に表示するものとする;
5. 製造者または責任を有する国内企業の名、電話番号および住所; 認証を得た国内での農業製品に関してトレース可能な出所; 中央の農業所轄官庁により指定されてきた製造システム;
6. 原産国;
7. 有効期限;
8. 栄養表示;
9. 遺伝子組み換え食品の原材料;
10. 公示により中央の所轄官庁から指定された他の項目。

**複合材料:** コーデックスと異なり、複合材料が食品の 5% 未満を構成する場合、完成品の技術的な機能を担う食品添加物以外の材料は、表示から除外することができるが、国内規格、CNS ですでに設定された名で明記できない材料が数種類存在する。

**クラス名:** 類似材料の非公式なクラス名は、台湾ではいまだに採用されておらず、当該クラス名の提供は、すべてのステークホルダーにより検証中である。

**新規の食品材料:** 材料の出所を明記する必要がある、例えば、「ペクチン」のかわりに「リンゴからのペクチン」と記載する。

#### (4) 食品添加物についての表示

**第 5 章食品表示 (Chapter V: Food Labeling and Advertisement) 第 24 条:** 食品添加物の容器又は外部包装ならびにそれらの材料は、中国語及び共通の記号で下記事項を明確に表示する

1. 製品名;
2. 「食品添加物」又は「食品添加物の原材料」と印刷された語;
3. 食品添加物の名、又は 2 種以上の材料が混合されている場合、個々に表記されるものとする。食品添加物の名の表示は第 18 条第 1 項に規定する食品添加物又は公示により中央所管轄庁により指定され共通名で取り扱うものとする;
4. 正味重量、容積又は数量;
5. 製造者又は責任を有する国内企業の名、電話番号及び住所;
6. 有効期限;
7. 食品添加物の使用範囲、最大許容量及び制限
8. 原産国;
9. 遺伝子組換え食品の原材料;
10. 公示により中央所管轄官庁から指定された他の事項。

**香料及び調味料:** 香料及び調味料のクラス名称は使用できる、一方、化工でんぷんは使用できない。ハーブと香辛料のクラス名称の使用については、現在、協議中である。香料および調味料に関する用語は、「天然」が適切であると考えられる。

**食品添加物クラスの明記:** 抗酸化物質、保存料及び甘味料のクラスに該当し、食品への使用が許可されている食品添加物一覧に存在する食品添加物に関し、機能によるクラス名は、台湾での固有名とともに記されるものとする。

**食品添加物のキャリーオーバー及び加工助材:** 技術的機能を満たす要求レベルよりも低いレベルで食品にキャリーオーバーされる食品添加物は、材料一覧を明示することから免除される。台湾では、完成品に存在するいくつかの加工助材は、不活性化された酵素、中和処理補助剤以外に、明記される必要がある。この免除は、アレルギー物質として列記されている食品添加物及び加工助材に適用されない。

#### (5) 原産国表示

**第 5 章食品表示 (Chapter V: Food Labeling and Advertisement) 第 25 条及び食品安全衛生管理法施行細則 (Enforcement Rules of the Act Governing Food Safety and Sanitation) 第 12 条:** 食品販売の場所で供給される特定の食品に原産国及び他の項目について中国語で表示する

大量の食品を販売する特定の販売者に対し、中央所管轄官庁は、販売場所及び方法について制限を定めることができ、又は、製品名、原産国、遺伝子組換えの食品原材料、製造日、有効期限などを示す食品表示を要求することができ、その他の項目については中国語で表示されるべきである。国内の農産物は追跡元、ならびに、公示において中央所管轄官庁で定められた生産システムがある場合は生産システムが表示されるものとする。

中央所管轄官庁は特定の食品に関する項目、表示、方法および範囲に関する公示を規定するものとする。また、前項における特定のバルク食品に関する項目、制限、表示も含むものとする。

2015 年 1 月 20 日に改正された第 1 項に規定される追跡元又は生産システムの表示に関する条項は、本法律の公布から 6 か月後に実施されるものとする。

登録食品企業は、小売市場で販売される全ての食品製品又は原材料の製品名と原産国を、プラカード、ラベル、看板、又はその他の適切な方法で示す必要がある。企業登録していない小規模食品業者は、牛肉製品を除いてこの要件から免除される。小売市場で販売される、又はレストラン、食料品店、屋台等の飲食店で提供される全てのバルク又は包装済みの牛肉製品は、原産国を中国語で表示する必要がある。

#### (6) その他の表示事項

- **食品アレルギー表示**

2020 年 7 月 1 日より、表示が必要なアレルギーの数が現在の 6 品目から、甲殻類、マンゴー、落花生、乳、卵、ナツ

ツ、ごま、グルテン含有穀類、大豆、魚、亜硫酸塩を含む 11 品目に拡大される。詳細については改訂された食品アレルギーの表示規則(Regulation of Food Allergen Labeling)を参照。

台湾衛生福利部は2018年 8 月 21 日、「食物アレルギー表示規定」を公表し、表示を義務付けるアレルギーの品目を現行の 6 品目から 11 品目に拡大した。2020 年 7 月 1 日から施行される。

表示を義務付けるアレルギーの品目は以下の通り。

1. 甲殻類及びその製品
2. マンゴー及びその製品
3. ピーナッツ及びその製品
4. 牛乳、山羊乳及びそれらの製品、ただし牛乳、山羊乳から得られたラクチールはこの限りではない
5. 卵及びその製品
6. ナッツ類及びその製品
7. ゴマ及びその製品
8. グルテンを含む穀物及びその製品、ただし穀物から得られたグルコースシロップ、マルトデキストリン、酒類はこの限りではない
9. 大豆及びその製品、ただし大豆から得られた精製度の高い又は純化された大豆油（脂）、混合形態のトコフェロール及びその誘導体、植物ステロール、植物ステロールエステルはこの限りではない
10. 魚類及びその製品、ただしビタミン製剤やカロテノイド製剤の担体又は酒類の清澄剤として用いる魚類から得られたゼラチンはこの限りではない。
11. 亜硫酸塩類等を使用し、その最終製品中に二酸化硫黄として 10mg/kg 以上残留している製品

また、上記品目について以下のように表示しなければならないと定めている。

- (1) 「本製品には○○が含まれる」、「本製品には○○が含まれるため、アレルギーのある人の食用には適さない」またはこれと類似する文言
- (2) 品名に「○○」と明記する方法で表示する場合は、製品に含まれるアレルギーを引き起こす内容物全てを品名に明記しなければならない。

本規定の公表とともに、これまでの「食物アレルギー表示規定」(部授食字第 1031300217 号/2014 年 3 月 7 日付け)は廃止する。

## ● ベジタリアン食品表示

「ベジタリアン」及び「完全菜食主義者」の表示要件は、台湾食品薬物管理署(TFDA)の修正通知「包装食品宣稱為素食之標示規定」(2013-09-10)のサイトで規定されており、ベジタリアン向けを標榜する全ての包装済み食品は、対応しているベジタリアン原材料の種類を示す必要がある。

例:「ヴィーガン」(卵、乳を含まない食品)、「ベジタリアンと卵」、「ベジタリアンと乳」。詳細については、包装済みベジタリアン食品の表示規則(中国語)を参照。

## ● 遺伝子組換え (GE) 食品の表示

原材料や遺伝子組換え (Genetically Engineered: GE) 製品を直接使用した一次製品 (大豆油、コーンスターチおよびシロップ、醤油等) を 3%以上含む食品には、GE 表示をつける必要がある。GE 一次製品から作られる二次製品 (コーンシロップを含む飲料など、DNA 断片やタンパク質を含まないもの) は GE 表示要件から免除される。表示規則では、字体の高さと幅は 2 ミリメートル未満であってはならず、色、フォント、及び/又は背景によって他の文字と明確に区別する必要があると規定されている。

## ● 非 GE (Non-GE) 表示

偶発的に汚染された遺伝子組換え材料に関して 3.0%未満の割合で含まれている場合、非組み換え材料として明記出来る。台湾で市販されている GE 版の製品がある場合にのみ、非 GE の表示が可能である。たとえば、台湾は GE パパイア品種を (国産、輸入いずれにおいても) 承認していないため、パパイアは非 GE 表示の対象にはならない。TFDA は GE 表示規則の遵守を評価するために、毎年小売表示検査を実施している。